

賃金の法律実務

～賃金の支払い等について実務のポイントを詳しく解説～

(一社) 三田労働基準協会

労働者にとって生活の原資になる賃金は、最も重要な労働条件の1つであり、労働基準法などの法律により細かく規定が設けられ労働者が手厚く保護されておりますが、労働時間などと同様に複雑なため、経営者や労務担当者が正しく理解していないことにより労使間でトラブルとなり、大きな問題となることも決して少なくありません。

労働者が労働基準監督署に法律違反として申告し処理を行った事案の69.9%（令和6年：東京労働局）が賃金不払いに係るものとなっております。

本講習会では、重要な労働条件の1つである賃金支払い等の実務について、基本的なことから掘り下げた内容まで、元労働基準監督官の特定社会保険労務士が詳しく解説を行います。

記

- 1 日時 2026年9月16日（水）13：30～16：30（開場・受付は13：00～）
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）
- 3 講師 田原 さえ子 氏(特定社会保険労務士、労働衛生コンサルタント、元労働基準監督官)
- 4 内容
(1) 賃金とは（①賃金の範囲、②平均賃金）
(2) 賃金支払いのルール（①5原則、②口座振り込み、③控除協定、④端数処理）
(3) 最低賃金（①算入される手当、②時間給以外の賃金との比較、③都道府県をまたぐ出向者・派遣労働者の最低賃金、④直近上位の事業場が適用事業場となる労働者の最低賃金）
(4) 割増賃金（①割増率、②算定基礎に入る手当、③計算方法、④歩合給の割増賃金）
(5) 同一労働同一賃金ガイドライン等改正（令和8年10月1日適用）
(6) その他（①賞与、②退職金、③休業手当など）
- 5 受講料 会員 5,500円 会員以外の方 7,700円（消費税・資料代含む）
- 6 定員 30名
- 7 申込方法等

(1) 次のメールアドレスに、roumu@mita-roukikyo.or.jp

①講習会名

②開催年月日

③貴事業場の名称及び所在地

④協会会員又は非会員の表記

⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス

⑥電話番号

⑦受講者の氏名、フリガナ を記載例のように記入してください。

記載例 ①賃金の法律実務

②2026年9月16日

③(株)〇〇 港区芝〇-〇-〇

〃

9月9日（水）までにメールを送信してください。受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。

受講料は、9月9日(水)までに下記口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)。

- 銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店
- 口座番号：普通預金 0397963
- 口座名義：一般社団法人三田労働基準協会
- 名義人住所：港区芝4-4-5

◇振込人名の前に講習会月日をお付けください

◇法人の種類(カブシキガイシャ等)は、記入せずに会社名を記入してください

(例 0916ミタロウドウ・・・等 イツパンシヤダンハウジンは不要です)

(2) 9月9日(水)までの受講取消は受講料全額を返還いたします。(振込手数料はご負担ください)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

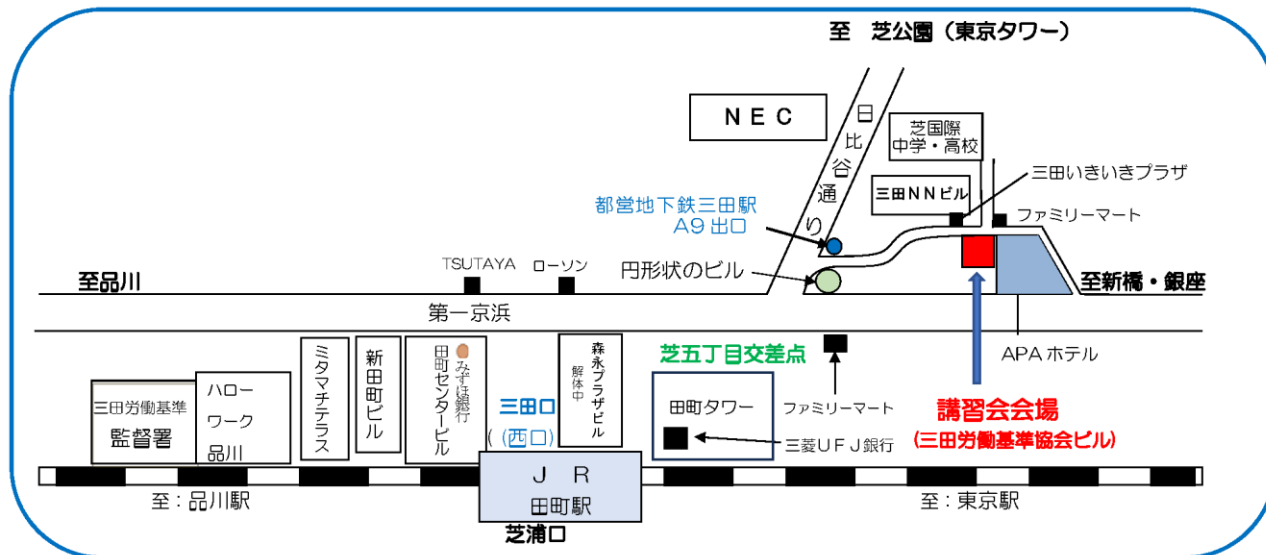
受講者は、返信メールの写しをご持参のうえ受付にご提示ください。

8 問い合わせ先 一般社団法人三田労働基準協会 港区芝4-4-5
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

*個人情報は本講習以外の目的に利用することはありません。

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

会場案内図



一般社団法人 三田労働基準協会ビル 1階研修センター
港区芝4-4-5 TEL 03-3451-0901

最寄駅 地下鉄三田駅 A9出口 徒歩1分
JR田町駅 三田(西)口 徒歩8分